

地球温暖化防止実行計画(区域施策編)について

令和6年1月16日
総務経済常任委員会

地球温暖化防止実行計画(区域施策編)とは

 **温室効果ガス排出量削減を地域全体で推進するための総合的な計画**
(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条)

【計画の概要】

計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定める。

温室効果ガス排出量削減等を行うための施策として

- ・再生可能エネルギーの導入
- ・省エネルギーの促進
- ・公共交通機関利用者の利便性増進
- ・廃棄物発生抑制等循環型社会の形成 など

関連する事項について定める。

■ 根拠法令

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(地方公共団体等実行計画)

第21条 1・2 - 略 -

3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

<地球温暖化対策に関する法律のつづき>

4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

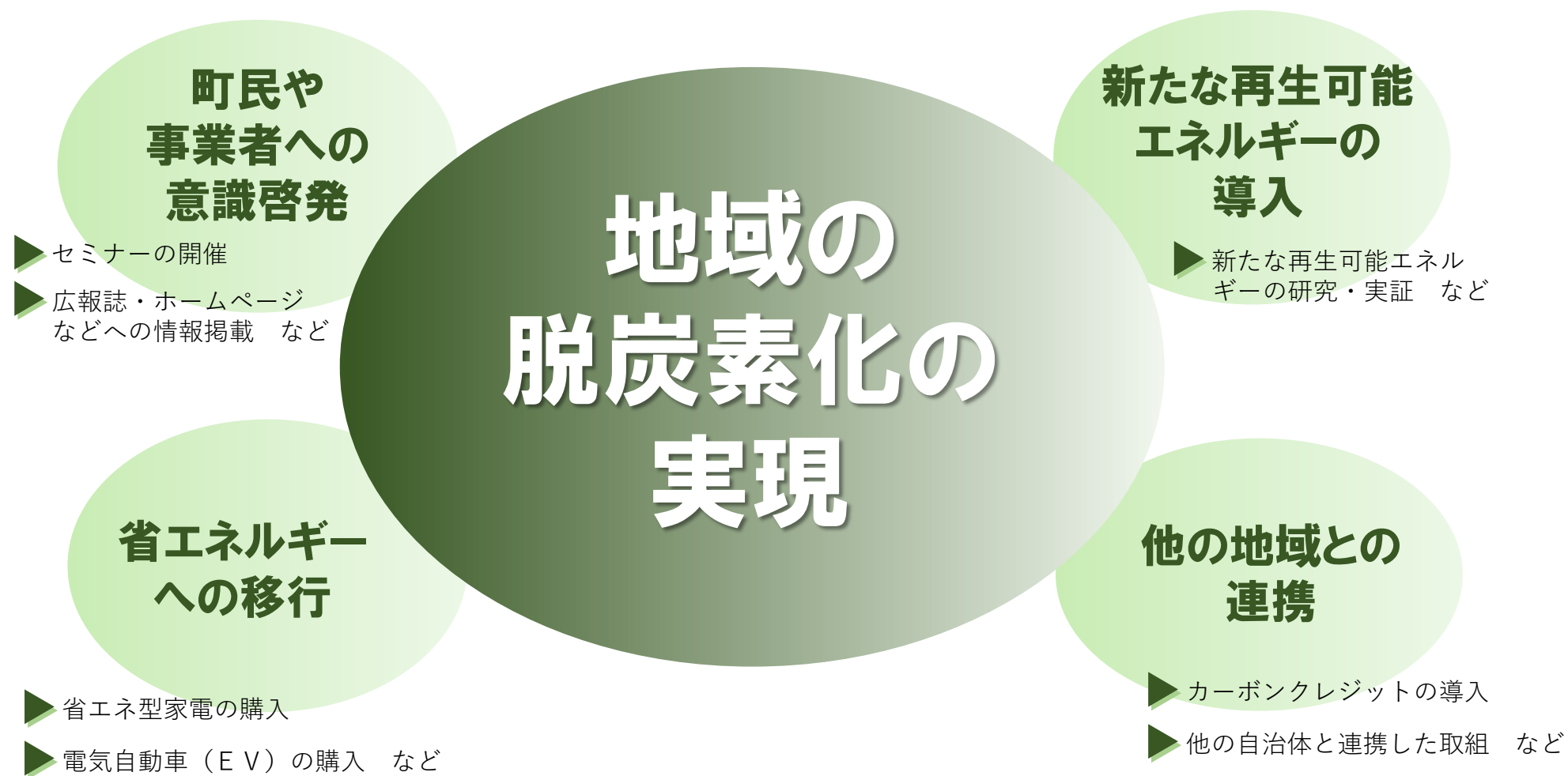
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

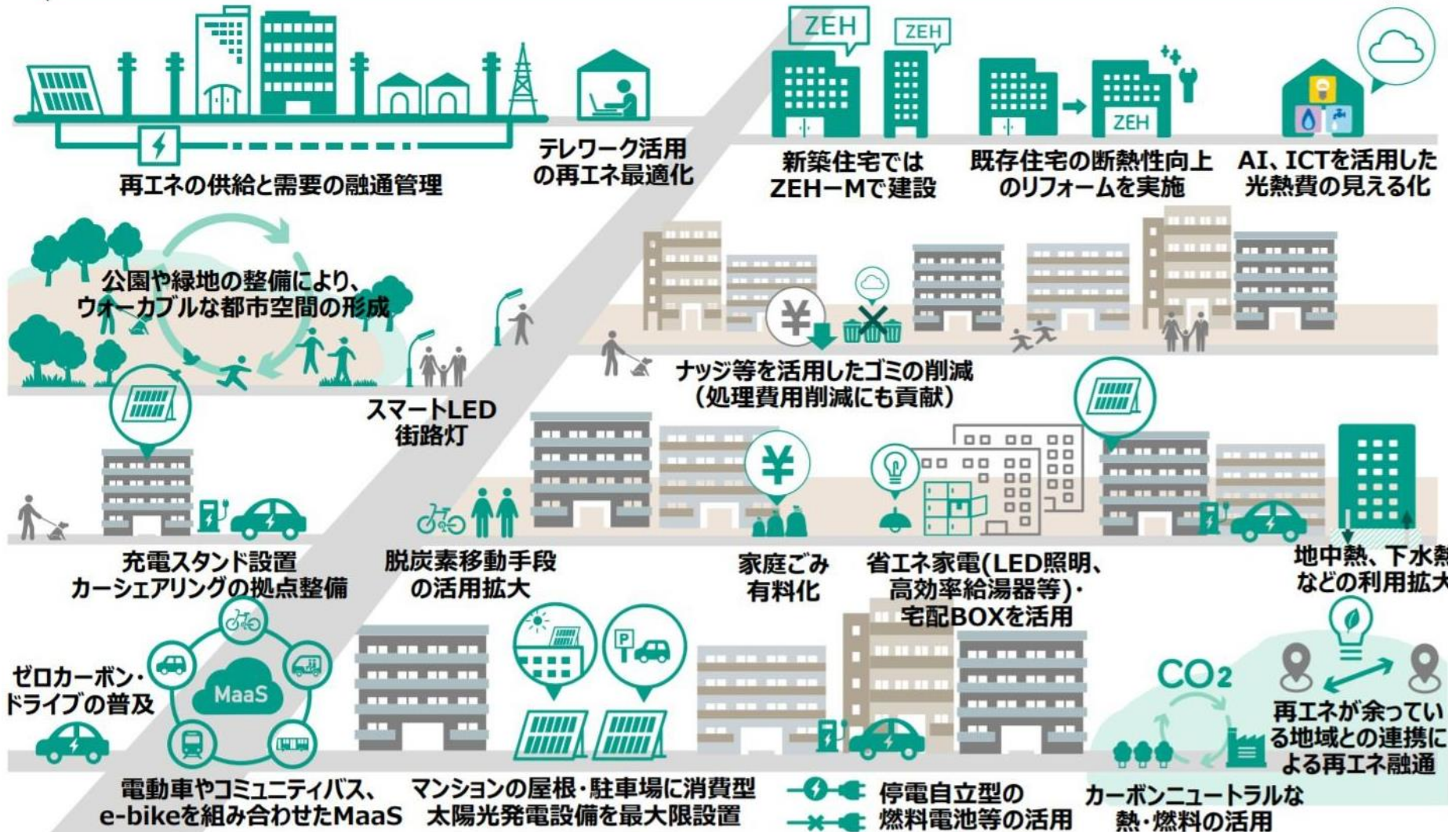
ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

■ 脱炭素のイメージ(一般的な脱炭素シナリオ)

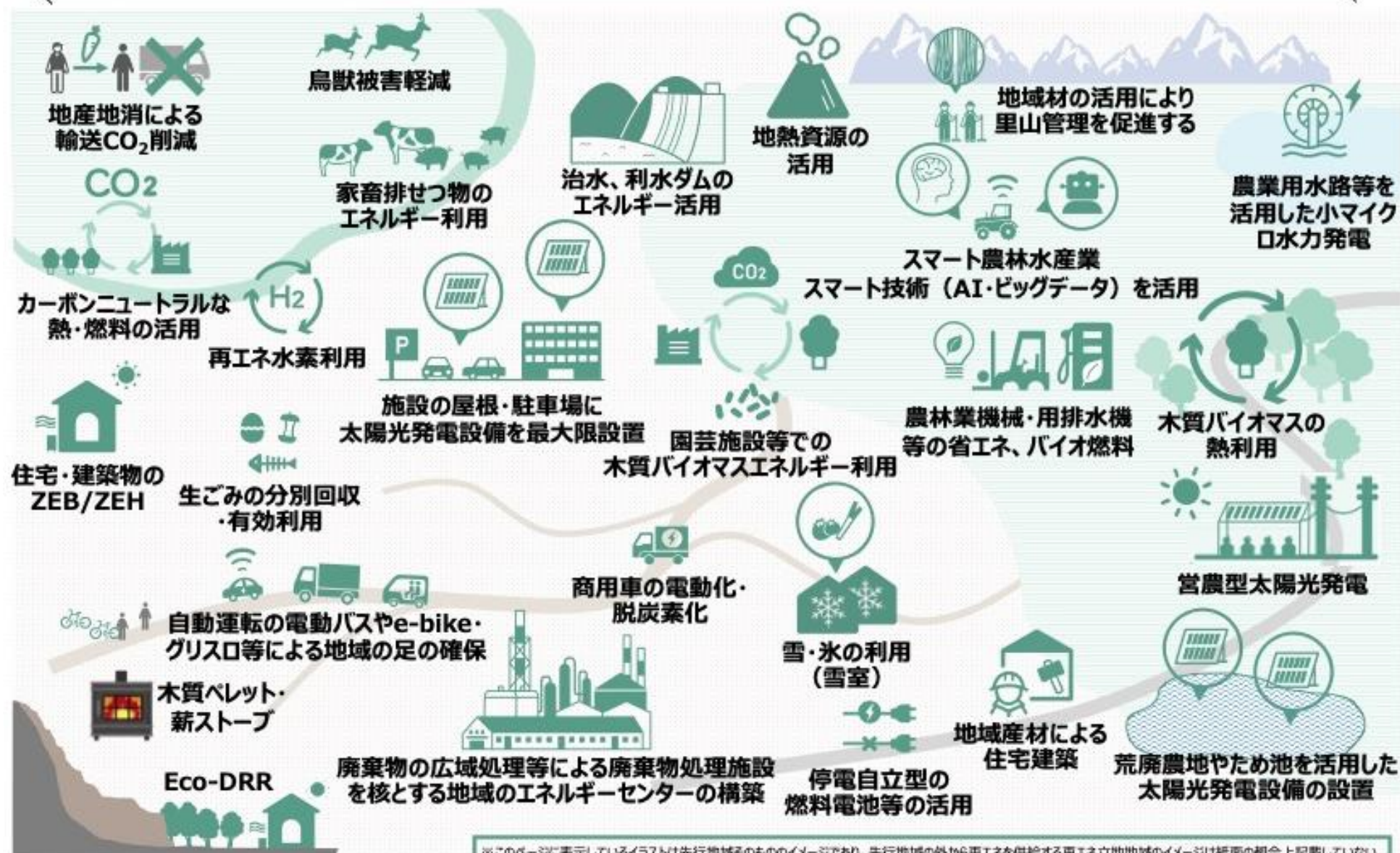


○地域脱炭素化のイメージ（環境省「地域脱炭素ロードマップ(概要版)抜粋」）

B) 住宅街・団地（集合住宅中心）



F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）



※このページに表示しているイラストは先行地域そのもののイメージであり、先行地域の外から再エネを供給する再エネ立地地域のイメージは紙面の都合上記載していない。

■地球温暖化防止実行計画(区域施策編)策定に向けて

■地域脱炭素戦略策定調査業務委託の概要 (計画策定にあたっての調査業務)

○基本的事項・背景の整理

- ・気候変動の影響や地球温暖化対策を巡る世界・国内の動向などを整理
- ・芽室町の特徴(地域概要、気象状況、人口・世帯数、地域産業動向)など
- ・計画期間、推進体制

○温室効果ガス排出量の要因分析・推計

- ・基準年度(2013年度)、直近年度の排出量の整理、試算(部門・分野別)
- ・2030年度、2050年度の排出量の推計

○アンケート作成・分析

- ・町民事業者を対象に再エネ等の理解度や、エネルギー利用状況などの調査を実施(町民:18歳以上・1,000人程度、事業者:150社程度)

■地域脱炭素戦略策定調査業務委託の概要<つづき> (計画策定にあたっての調査業務)

○将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討

- ・アンケート調査の結果などを踏まえた将来ビジョンを検討。
- ・2030年度までに段階的に到達すべき中間目標を定める。
- ・温室効果ガス排出量の推計結果より削減目標を設定し、目標達成に向けた脱炭素シナリオを作成。

○温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- ・削減目標を達成するための具体的な政策方針や重要施策構想を検討、作成。